

豊中市とイオン株式会社との地域連携協定

豊中市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- (1) ご当地ワオンカード発行と利用促進に関すること
- (2) 地域防災・安心安全に関すること
- (3) 空港を活かしたまちづくりに関すること
- (4) 文化・スポーツの振興に関すること
- (5) 地産地消・地域商業活性化に関すること
- (6) 健康増進・食育に関すること
- (7) 環境保全・3R(発生抑制・再利用・再生利用)に関すること
- (8) 教育・子育て支援・青少年育成に関すること
- (9) 地域福祉の推進に関すること
- (10) 市政情報の発信に関すること
- (11) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (12) 就労・自立支援に関すること
- (13) その他市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

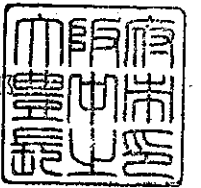
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年(2016年)3月30日

甲：豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市
市長

浅利 敬一郎



乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役

岡田 元也

